

回 答 書

自動販売機による清涼飲料水等の販売設置運営事業者募集要項に関する質問について
以下のとおり回答いたします。

番号	質問内容	回答内容 ※公社記載欄
1	現在、カップとブリックパックの自販機が設置されている場所がありますが、同様の販売品目にする必要が有りますか。例えば、缶・ペットボトルに変更が可能でしょうか	今回の募集は、カップ、ブリックパックは、販売対象外となります。缶・ペットボトルに変更ください。
2	入札書の指定様式は有りますか。	入札書は、指定様式となります。入札への参加が決定した事業者様にメールで送付します。
3	「11応募手続き(2)提出書類⑦1年以上自動販売機～」は、どういうロケーションの物を提出すればよろしいでしょうか。	ロケーション等の指定はございません。1年以上自動販売機業務を実施していることが分かる書類をご提出ください。
4	現在、自動販売機を設置している場合、再入札時に自販機の交換は必須となりますか。現行機は運営基準を満たしております。	募集要項に記載されている要件を満たしている自動販売機については、交換は必須ではありません。
5	選定方法は「手数料率の最も高い業者とする」と御座いますが、必要に応じて各種イベント開催時の商品協賛（無償）のご提供、熱中症セミナー・お酒に関するセミナーなどの無償開催などは、選考に加味されることは御座いますか。	募集要項10（1）に記載された「公社に対して支払う売上手数料率が最も高い事業者に決定する。」以外の選考基準はありません。